

記者発表資料
平成24年 4月12日
水産業振興課
担当者：小林、千葉 (2930)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う スズキの出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、金華山以南の海域におけるスズキの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以南の海域（別紙参照）において、スズキの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、スズキに関しては、宮城県水産物放射能対策連絡会議からの要請により、既に平成24年3月30日から、仙台湾海域からの水揚げが自粛されております。

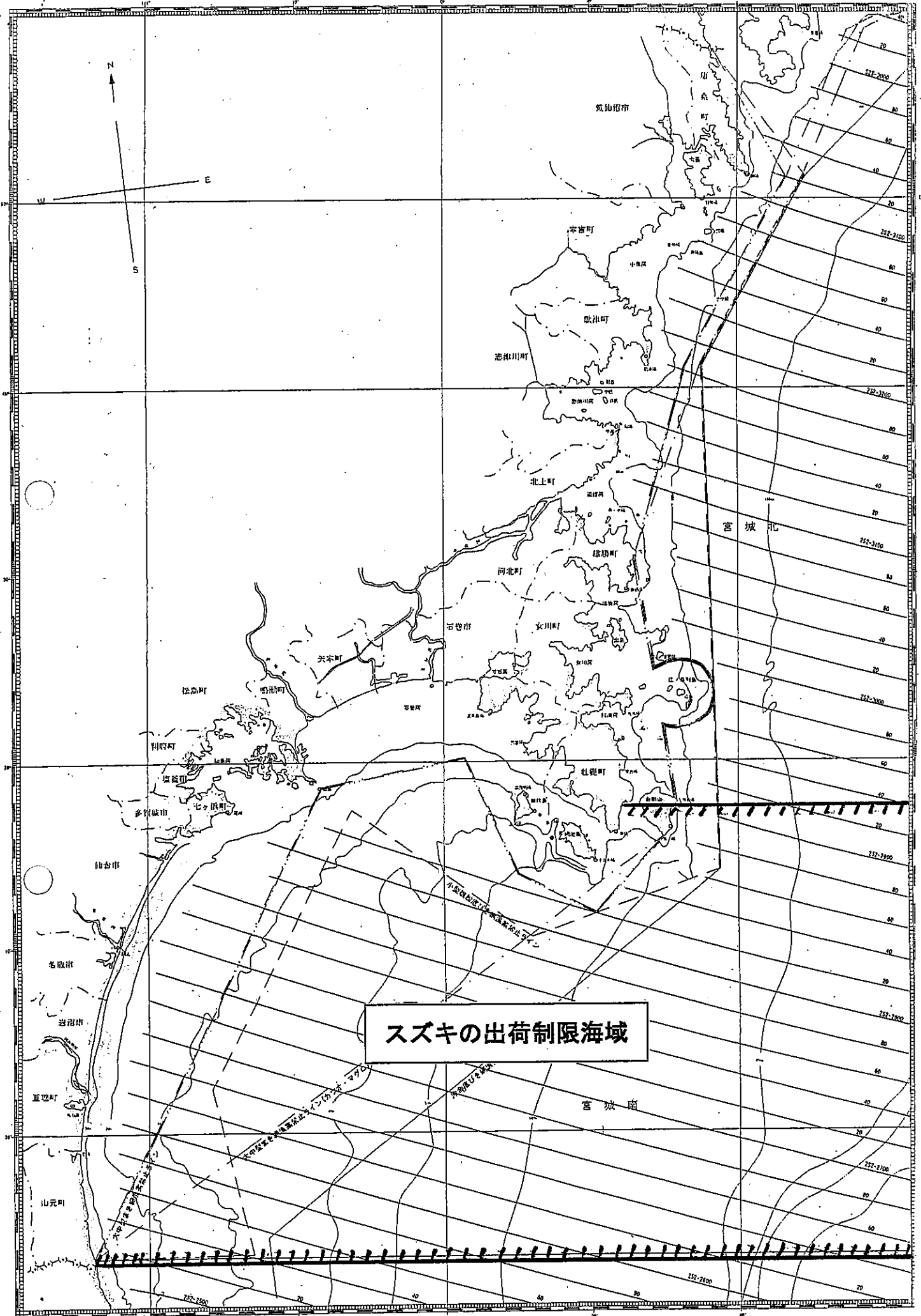
記

1 出荷制限指示の内容

- | | |
|-------|----------------|
| ①対象魚種 | スズキ |
| ②制限海域 | 金華山以南の海域（別紙参照） |

2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、金華山以南の海域で漁獲したスズキについて出荷を行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・魚市場等流通関係者に対し、金華山以南の海域で漁獲されたスズキを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・県内の遊漁船業者に対し、金華山以南の海域においてスズキの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。



スズキの出荷制限海域

小笠原島近海(水深100m以下)は、スズキの出荷制限海域に指定されています。

大田原近海(水深100m以下)は、スズキの出荷制限海域に指定されています。

大田原近海(水深100m以下)は、スズキの出荷制限海域に指定されています。

宮城南

宮城北

気仙沼市

本宮町

歌津町

志津川町

北上町

河北町

石巻市

女川町

大津町

松島町

鳴瀬町

利根町

塩釜市

多賀城市

七ヶ浜町

仙台市

名取市

岩沼市

亶理町

山元町

宮城南

20
30
40
50
60
70
80
90
100
110
120
130
140
150
160
170
180
190
200
210
220
230
240
250
260
270
280
290
300
310
320
330
340
350
360
370
380
390
400
410
420
430
440
450
460
470
480
490
500
510
520
530
540
550
560
570
580
590
600
610
620
630
640
650
660
670
680
690
700
710
720
730
740
750
760
770
780
790
800
810
820
830
840
850
860
870
880
890
900
910
920
930
940
950
960
970
980
990
1000